

〔課題名〕 酪農関係法の今日的評価と酪農発展に関する調査研究

〔報告書No.〕 86

〔研究年度〕 平成9～10年度

〔研究者〕 並木 健二

1. 目 的

近年、酪農関係者は言うまでもなく、広く国民の酪農政策に対する関心が高まっている。乳製品の内外価格差の拡大、自給率の低下、国内乳業の国際競争力の脆弱化、酪農就業人口の高齢化、酪農地帯の過疎化、酪農経営に起因する環境問題の顕在化など、わが国酪農およびその関連産業をめぐる諸問題は、酪農政策の理念と現実との乖離の結果として引き起こされた面が強いからである。

そこで本研究では、戦後のわが国酪農政策の枠組を構成する法律、つまり「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」、「畜産物の価格安定等に関する法律」、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」をとりあげ、それらがどのような政策目標をかかげ、現実にはどのような成果が得られ、今後どのような政策展開が求められるのかを明らかにする。このような問題意識をもって報告書第Ⅰ部では、戦後のわが国酪農・乳業をめぐる情勢の変化と政策的対応の推移について、第Ⅱ部では、前記の酪農関係法をめぐる今日的諸問題について論述する。そして第Ⅲ部では、今後予想される情勢の変化を踏まえて、酪農産業をめぐる諸問題に対する政策的対応策を検討する。

2. 方 法

本研究の遂行に当たっては、全国レベルでの研究推進委員会を構成し、当所作成の報告書素案について酪農政策に精通した有識者からの助言を受け、原稿のリファイニングにとめた。また、酪農関係法の評価や問題抽出にあたって、全国の酪農行政の実務担当組織や生乳生産者団体などに対しアンケート調査を実施し、当所の主張する論旨との整合性を図った。研究推進委員会の構成メンバーは下記の通りである。

東京大学大学院	教授	生源寺 眞一
日本乳製品協会	専務理事	城本 秀之
九州大学大学院	助教授	鈴木 宣弘
成蹊大学	教授	本間 正義
中央酪農会議	総合対策課長	前田 浩史
東京大学大学院	助教授	矢坂 雅充

3. 成 果

本研究ではまず、「酪振法」が制定された昭和20年代、「畜安法」が制定された30年代および「不足払い法」が制定された40年代を中心に、わが国酪農・乳業をめぐる情勢とその

政策的対応の成果について考察した。戦後のわが国酪農政策の歴史を概観してみて、その時々的情勢の変化に対して、必要かつ有効な施策が適宜講じられてきたと総括できる。しかし、わが国が経済大国の一つとして、国際経済社会への影響力を強め、かつ諸外国といっそう緊密な協調関係を保持することが期待されている今日、新たな視点から、今後の酪農政策のあり方を検討する必要性が高まっているといえる。

このような観点から、これまでの酪農政策の推移を見直してみると、戦後絶対的な経済力を背景として展開された米国主導の自由主義経済政策のもとで、工業化社会の発展に都合の良い、少なくともその障害とならない範囲で、わが国酪農の展開方向が模索されてきたのではないかという疑問が生じてきた。換言すれば、国際競争社会の中で、わが国酪農が持続的に発展することを主眼においた政策が選択されたとは必ずしもいえないのである。

これに対して、わが国とともに乳価水準が最も高いグループに属するスイスは、強固な国境保護措置とこれを補完することを目的とする条件不利地域酪農に対する支援制度を有する国として有名である。このようなスイスでは今日、多くの農業就業人口が維持され、国土全体に人口が分散し、わが国で見られるような耕作放棄や農村過疎化の問題は存在しない。地域酪農への政策的介入の社会的効果が明確に現れている。つまり、物的な生産効率のみをもって、各国の酪農政策の成果を評価することは、あまりにも短絡的すぎるといえよう。酪農政策を評価する基本的視点としては、食料政策としての視点、農業政策としての視点、農村地域政策としての視点が求められている。

4. キー・ワード

国際競争，政策理念，持続的発展